

(証券コード4064)

2025年6月23日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番2号
日本カーバイド工業株式会社
代表取締役社長 杉山 孝久

第126回定時株主総会招集通知記載事項の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社「第126回定時株主総会招集ご通知」及び「第126回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」の記載内容の一部に訂正すべき事項がございました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり謹んで訂正申し上げます。

敬具

記

1. 訂正箇所

(1)「第126回定時株主総会招集ご通知」42頁

事業報告

II 会社の現況

貸借対照表（2025年3月31日現在）

（純資産の部）

株主資本

(2)「第126回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」19頁

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株主資本

資本剰余金

(3)「第126回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」21頁

個別注記表

2. 会計方針の変更に関する注記

2. 訂正内容(訂正箇所には下線を付しております。)

(1)「第126回定時株主総会招集ご通知」42頁

事業報告

II 会社の現況

貸借対照表(2025年3月31日現在)

(純資産の部)

株主資本

【訂正前】

株主資本	18,831
資本金	7,797
資本剰余金	3,169
資本準備金	<u>3,169</u>
利益剰余金	8,059
その他利益剰余金	8,059
繰越利益剰余金	8,059
自己株式	△195

【訂正後】

株主資本	18,831
資本金	7,797
資本剰余金	3,169
資本準備金	<u>3,168</u>
その他資本剰余金	<u>1</u>
利益剰余金	8,059
その他利益剰余金	8,059
繰越利益剰余金	8,059
自己株式	△195

(2)「第 126 回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」19 頁
株主資本等変動計算書（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）

株主資本
資本剰余金

【訂正前】

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 本 金	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	百万円 7,797	百万円 3,168	百万円 7,055	百万円 △212	百万円 17,808
当 期 変 動 額 剰 余 金 の 配 当			△837		△837
当 期 純 利 益			1,842		1,842
土地再評価差額金の取崩			0		0
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		17	18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	1	1,004	17	1,022
当 期 末 残 高	7,797	3,169	8,059	△195	18,831

【訂正後】

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	百万円 7,797	百万円 3,168	百万円 二	百万円 3,168	百万円 7,055	百万円 △212 17,808
当 期 変 動 額 剰 余 金 の 配 当					△837	△837
当 期 純 利 益					1,842	1,842
土地再評価差額金の取崩					0	0
自己株式の取得					△0	△0
自己株式の処分		—	1	1	17	18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	二	1	1	1,004	17 1,022
当 期 末 残 高	7,797	3,168	1	3,169	8,059	△195 18,831

(3)「第 126 回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」21 頁
個別注記表

2. 会計方針の変更に関する注記

【訂正前】

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第 28 号 2022 年 10 月 28 日）第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

【訂正後】

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

以 上